

# 保険代理店の皆さまへ

保険業法の改正(令和8年6月1日施行)に伴い、  
規模が大きい特定保険募集人に該当する保険代理店が提出する  
**事業報告書の様式が変わります！**

## 新旧様式の切り替え

事業年度末が**令和8年3月以降の場合、新様式でのご提出**をお願いします。

・事業年度末が3月末の場合(令和7年度の実績にかかる事業報告書を提出する場合)



※ 事業年度末が**令和8年2月末までの場合、旧様式でのご提出**ください。

## 「規模が大きい特定保険募集人」の該当要件

<業態ごと>  
所属保険会社等の数

15 社以上

または

<業態ごと>  
所属保険会社等の数

2 社以上かつ

<業態ごと>  
手数料・報酬等の合計

10 億円以上

◆ 「所属保険会社等の数」、「手数料・報酬等の合計」は、生命保険・損害保険・少額短期保険のそれぞれの業態ごとに判定し、いずれかの業態で該当すれば、「規模が大きい特定保険募集人」となり、すべての業態で帳簿書類の備付け、事業報告書の作成・提出が必要となります。

(例) 「所属保険会社等の数」と該当有無

	生命保険	損害保険	少額短期保険	(合計)		該当有無
例①	14社	9社	13社	36社	⇒	非該当(※)
例②	15社	1社	2社	18社	⇒	該当

(※) 各業態における「手数料・報酬等の合計」が10億円未満の場合

◆ 毎年、保険代理店の「事業年度末」で判定します。

令和8年3月30日作成

金融庁・財務省 財務(支)局・内閣府 沖縄総合事務局  
一般社団法人 生命保険協会・一般社団法人 日本損害保険協会  
一般社団法人 外国損害保険協会・一般社団法人 日本少額短期保険協会

## 「特定大規模乗合保険募集人」(※)への該当要件

(※)「特定大規模乗合保険募集人」とは、「特定大規模乗合生命保険募集人」及び「特定大規模乗合損害保険代理店」を指します。該当の判断にあたっては、少額短期保険分の手数料・報酬等は対象外です

### 【特定大規模乗合生命保険募集人】(保険業法施行規則第215条の3)

#### 生損兼営代理店でない場合

2以上の生命保険会社等からの  
手数料・報酬等の合計

**20** 億円以上

または

#### 生損兼営代理店の場合

2以上の生命保険会社等からの  
手数料・報酬等の合計

**10** 億円以上 **かつ**

生命保険・損害保険会社等(※)からの  
手数料・報酬等の合計

**20** 億円以上

(※)2以上の所属保険会社がある場合に限りです

### 【特定大規模乗合損害保険代理店】(保険業法施行規則第227条の16)

#### 生損兼営代理店でない場合

2以上の損害保険会社等からの  
手数料・報酬等の合計

**20** 億円以上

または

#### 生損兼営代理店の場合

2以上の損害保険会社等からの  
手数料・報酬等の合計

**10** 億円以上 **かつ**

生命保険・損害保険会社等(※)からの  
手数料・報酬等の合計

**20** 億円以上

(※)2以上の所属保険会社がある場合に限りです

### 【「みなし」の要件】(保険業法施行規則第215条の3第3項、第227条の16第3項)

特定の事業年度(判定事業年度)でこれらの要件に該当したあと、これらの要件を満たさなくなった場合でも、その翌事業年度及び翌々事業年度に限り、2以上の所属生命保険会社等(特定大規模乗合生命保険募集人の場合)又は2以上の損害保険会社等(特定大規模乗合損害保険代理店の場合)から受領した手数料・報酬等の合計が**10億円以上**(※)の場合、引き続き「特定大規模乗合保険募集人」の要件に該当したものとみなされます。

(※)「規模が大きい特定保険募集人」の該当要件(事業報告書の作成・提出要件)の1つ

詳しくは、所属保険会社等から提供される「作成要領」「対応ガイド」等をご覧ください。  
所属保険会社・管轄財務局等にお問い合わせください。

管轄財務局等の連絡先などはこちら ⇒ <https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330/20260330.html>